

こども誰でも通園制度の設備・運営基準等について

実施方法	施設基準	配置基準
一般型乳児等 通園支援事業	0歳児又は1歳児 乳児室又はほふく室：3.3㎡/人 2歳児 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人 その他郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第21条を参照のこと。	配置基準 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ・ 上記の配置基準により求めた職員数のうち、保育士を1/2以上とすること ・ 当該保育従事者の数は以下の例外を除き2名を下回ることはできないこと (例外1) 保育所等と一体的にこの事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、専らこの事業に従事する職員が保育士である場合 (例外2) この事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合で、在園児と同じ保育室で実施されており、保育所等の保育士による支援がある場合
余裕活用型乳児等通園支援事業	施設類型ごとに定める基準条例による	施設ごとの配置基準により、在園することも、当事業を利用することも合わせた人数に応じ算出した職員数